

須賀川市中小企業等人材育成事業

補助金のご案内

市では、市内に住所を有する中小企業者等が行う人材育成事業に対し、補助制度による支援をしています。研修参加や講師招致など、従業員の能力や技術向上を図る目的の研修が対象となりますので、是非ご利用ください。

1 補助金の交付対象者

須賀川市内に事業所を持つ、あるいは市内事業所に勤務する次の方で、市税等の滞納がない者

- (1) 中小企業基本法第2条で定める中小企業者等又は市内事業所に勤務する従業員
- (2) 中小企業団体の組織に関する法律第3条で定める事業協同組合等又は事業協同組合等の構成員

2 補助対象事業及び補助対象経費

(1) 研修参加事業（国県及び専門教育機関が主催して行う2日以上研修事業に参加する場合）

①研修受講料 ②参加に要する旅費・宿泊費

(2) 研修主催事業（自社で講師派遣を依頼し、研修事業を開催する場合）

①会場借上料 ②講師謝礼金及び研修受講料等（旅費・宿泊費含む） ③教材等費用

3 補助対象となる研修

(1) 経営管理能力の向上や技術の向上を図る目的で実施する研修で、国・県の研修機関及び専門教育機関が行うもの

(2) 経営管理能力の向上や技術の向上を図る目的で主催する研修で、国・県の研修機関及び専門教育機関から講師を招致するもの

※専門教育機関とは次の研修機関をいう。

①独立行政法人中小企業基盤整備機構中小企業大学校

②株式会社建築資料研究社日建学院

③ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会

④福島労働局長登録教習機関

⑤法律等に基づく講習等又は国若しくは県の指定を受けた研修等を実施する研修機関

⑥法律等に基づき国若しくは県の認定を受けて設立された公益社団法人又は公益財団法人等の研修機関

⑦①から⑥に掲げるもののほか、別表1（第2条関係）に定める資格等取得に係る研修を実施する研修機関

4 補助金額 ※千円未満切り捨て

補助対象経費の2/3で、補助限度額20万円

※取扱詳細は、別表2（第3条関係）を参照ください。



5 補助申請から交付までの手順

- (1) 事業着手（受講申込）の10日前までに、実施時期・研修内容・経費等を市商工課に事前相談
- (2) 補助金交付申請書の提出（事業着手の前日まで）※既に経費を支払っているものは原則対象外
 - 提出書類 「補助金交付申請書」「事業計画書兼収支予算書（第1号様式）」「納税証明書」
 - 添付書類
 - ①研修参加「参加者の雇用保険証等の写し」「複数人での参加の場合、参加者の一覧」「研修事業に申し込むことがわかる書類（提出前の受講申込書等）の写し」「受講料（又は研修費用）がわかる資料の写し」「研修内容が確認できる書類」「交通費、宿泊費が確認できる書類」
 - ②研修主催「講師謝礼金及び研修受講料等、会場借上料の見積書」「参加者、講師、研修内容が確認できる書類」
- (3) 申請者へ補助金交付決定を通知（その後、受講料等の経費支払い）
- (4) 実績報告書の提出（事業完了後、研修最終日を含め14日以内に）
 - 提出書類 「実績報告書」「事業報告書兼収支決算書（第2号様式）」「補助金等交付請求書」
 - ①研修参加「研修修了証書の写し」「対象経費の支出が確認できる書類（領収書の写し等）」
 - ②研修主催「研修実施が確認できる書類」「対象経費の支出が確認できる書類（領収書の写し等）」
- (5) 申請者へ補助金を交付（補助金等交付請求書に記載の口座へ振込により交付します。）

問合せ先 須賀川市経済環境部商工課 商業労政係
電話：0248-88-9143 FAX：0248-72-9845